

(県民連合、共産党提出)

安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書案

安倍内閣が5月14日閣議決定した安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法）が、開会中の衆議院で審議されている。

この法案は、米軍と自衛隊の軍事分担を決めた4月末の日米防衛ガイドライン改定にもとづき、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になる。法案には平和や安全の名前がついているが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し、「殺し殺される」ことが現実となる。

歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことをあっさり踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条を立法によって破壊し、戦後日本の国のあり方を根底から覆すものといわざるを得ない。しかも、こんな重大な法案を「夏までに成立」させることを勝手に米国政府と約束するなど許されない。

日本弁護士連合会は、5月14日に「安全保障法制改定法案に反対する会長声明」を発表した。そこには、「本法案は、徹底した恒久平和主義を定め、平和的生存権を保障した憲法前文及び第9条に違反し、平和国家としての日本の国の在り方を根底から覆すものである。また、これらの憲法の条項を法律で改変するものとして立憲主義の基本理念に真っ向から反する。さらに、憲法改正手続を踏むことなく憲法の実質的改正をしようとするものとして国民主権の基本原則にも反する。」と述べている。

また、6月4日の衆院憲法審査会では、与党から推薦された参考人を含めて、3名の憲法学者全員が、これらの法案は「憲法違反」だと表明した。さらに、その前日の3日には、憲法研究者134名が名前を連ねて「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」を発表した。そこには、「法案策定までの手続が立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反すること」「法案の内容が憲法9条その他に反すること」について、その理由を明確に示して述べられている。この声明への賛同者は現在200名に達している。

国民の世論も、どれを見ても、反対、慎重審議が圧倒的多数であり、全国各地で、法案の廃案を求める運動が広がっている。

よって、鹿児島県議会は、戦後70年の節目の今年には平和国家としての日本の歩みをさらに進めるときであり、安全保障関連2法案は廃案にするよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年6月26日

鹿児島県議会議長
池畑 憲一

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
防衛大臣殿
外務大臣殿